

労働時間チェックカレンダー

(1か月単位の変形労働時間制・1年単位の変形労働時間制)

令和6年(度)版

岩手労働局労働基準部監督課

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の改革

ワーク・ライフ・バランスとは、労働者が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や家族のライフステージに応じた多様な希望の実現を可能とすることです。ワーク・ライフ・バランスを実現することにより、安心して子供を育てることができるようにするなど、将来の社会を担い、支える国民を支援する社会環境の整備を図ることが重要で、企業と労働者が協調して「働き方の改革」を推進することが必要不可欠です。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた「働き方の改革」は、労働者が自己実現を図る環境を整えることを通じて、仕事におけるモチベーションを高めるとともに、効率的な仕事の進め方等労使の自主的な取組みによる生産性の向上を一層図ることで、労働者のみならず、企業にとってもメリットのあるものとしなければなりません。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた「働き方の改革」の方向性

若年者の結婚や家族形成が可能となるよう、就業による経済的自立を図れるようにする。

長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等により、労働者の健康保持を図るとともに、どのようなライフスタイルであっても、家事や育児を含め、普通に日常生活を送れ、希望する労働者が家族と共に触れ合い、絆を深めることができるような時間を確保できるようにする。

若年期、子育て期、子育て後および高齢期といった個人や家族のライフステージごとに変化するニーズに応じて、個人が家族との協力の中で、柔軟な働き方や労働時間を変化させるなど、多様な働き方を選択できるようにする。

年次有給休暇やまとまった休暇の取得により、豊かでゆとりある生活を実現するとともに、個人が中長期的な観点から、職業キャリア形成や地域活動、社会貢献など、自らの生涯にわたるキャリアを切り拓くことができるようにする。

仕事の進め方や働き方の見直しを進めることにより、企業にとっても生産性の向上など経営上プラスになるようにする。

【変形労働時間制】(労働基準法第32条の2～第32条の5)

変形労働時間制とは、一定の要件の下、一定の期間を平均して1週間の労働時間が40時間を超えない範囲で、特定の日の労働時間が8時間を超えたり、特定の週の労働時間が40時間を超えて労働者を労働させることができる制度です。この制度は、業務の繁閑に応じて、労働時間をあらかじめ計画的に配分し、一定の期間を平均して法定労働時間の範囲内に収め、全体として労働時間を短縮することをねらいとするものです。

変形労働時間制には、1か月単位、1年単位の変形労働時間制、1週間以内の非定型的変形労働時間制、労働者が自分で始業時刻・終業時刻を決定できるフレックスタイム制があります。

本チェックカレンダーは、変形労働時間制の仕組みを正しく理解していただき、労務管理が不慣れな場合でも適切な手続き処理を行うための補助として作成しています。

なお、インターネットを活用できる事業場においては、厚生労働省ホームページに1年単位の変形労働時間制に関する書面、協定届、労使協定書、労働日等を定めたカレンダーがPC上で、まとめて作成することができます。

36 協定等作成支援ツール・就業規則作成支援ツール

(URL: <https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/index.html>)

を設置していますので、こちらもぜひご活用ください。



労働時間チェックカレンダーの使い方

1 か月単位の変形労働時間制の場合

3～4 ページのチェックカレンダーは、『1 か月単位の変形労働時間制』（1 か月以内の一定の期間を平均し、1 週間当たりの労働時間が週の法定労働時間以内となるような労働時間や休日の配分を行うもの）の場合の労働時間をチェックするようになっています。2 ページの記入例を参考にして以下の手順でチェックしてみてください。なお、週の法定労働時間は下表のとおりです。

1 日の労働時間を記入し、所定休日の日に 印を記入してカレンダーを完成します。

各月の休日日数を「休日日数」欄に、労働日数を「労働日数」欄に記入します。

各月の労働時間を計算（1 日の労働時間 × 労働日数）し「所定労働時間」欄に記入します。

チェック:「所定労働時間」と下表等の「限度時間」を比較し、限度時間を超えていないかを確認します。

1 月の限度時間を超えていれば、超えている時間分だけ、休日を増やすなどの方法により月の限度時間の範囲内に調整する必要があります。

2 労働者 10 人以上の事業場が 1 か月単位の変形労働時間制を導入する場合は、就業規則に、(ア)変形期間（1 か月以内）と起算日、(イ)対象となる労働者の範囲（特定部門での実施も可能）(ウ)変形期間中の各日及び各週の労働時間、(エ)各日の始業・終業時刻、休憩時間、休日等を定める必要があります。

また、労働者 9 人以下の事業場で、就業規則を作成していない事業場については、労使協定に定める導入することもできますが、この場合は、労使協定の届出が必要になります。（10・11 ページ参照）

< 計算方法 > 変形期間の労働時間の上限 = 週 40 時間 × $\frac{\text{変形期間の暦日数}}{7 \text{ 日}}$

（* 小数点以下第 2 位までの数字に 60（分）を乗ると分単位に換算されます）

週法定労働時間			1 か月単位の変形労働時間制における限度時間				
業種	事業場の規模		変形の期間（時間：分）				
	労働者 10人以上	労働者 9人以下	週 法定 労働時間	30 日	31 日	28 日	29 日
商業、保健衛生業、接客 娯楽業、映画・演劇業	40 時間	44 時間	週 44 時間	188 : 34	194 : 51	176 : 00	182 : 17
上記以外の全業種	40 時間		週 40 時間	171 : 25	177 : 08	160 : 00	165 : 42

* 171 時間 25 分

週所定労働時間早見表（参考）

休日 時間	月 5 日 休日		月 6 日 休日		月 7 日 休日		月 8 日 休日		月 9 日 休日	
	31 の月	30 の月	31 の月	30 の月	31 の月	30 の月	31 の月	30 の月	31 の月	30 の月
8:00	46:59	46:40	45:10	44:48	43:22	42:56	41:33	41:04	39:45	39:12
7:50	46:00	45:42	44:14	43:52	42:28	42:03	40:41	40:13	38:55	38:23
7:45	45:30	45:13	43:45	43:24	42:00	41:36	40:15	39:47	38:30	37:59
7:40	45:01	44:44	43:17	42:56	41:33	41:09	39:50	39:22	38:06	37:34
7:30	44:02	43:45	42:21	42:00	40:39	40:15	38:58	38:30	37:16	36:45
7:20	43:04	42:47	41:24	41:04	39:45	39:22	38:06	37:39	36:26	35:56

令和6年度 2024年4月～2025年3月 <記入例> (1か月を平均して週40時間以下とする場合)

1か月単位の変形労働時間制による労働時間チェックカレンダー

毎月1日から20日までは7時間30分、21日から月末までは8時間

4月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	⑥
⑦	8	9	10	11	12	13
⑭	15	16	17	18	19	⑳
㉑	22	23	24	25	26	㉒
㉓	㉔	30				

5月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	③	④
⑤	⑥	7	8	9	10	11
⑫	13	14	15	16	17	18
⑰	20	21	22	23	24	㉕
㉖	27	28	29	30	31	

6月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
②	3	4	5	6	7	⑧
⑨	10	11	12	13	14	⑮
⑯	17	18	19	20	21	㉒
㉓	24	25	26	27	28	29
⑳						

7月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	⑥
⑦	8	9	10	11	12	⑬
⑭	⑮	16	17	18	19	20
㉑	22	23	24	25	26	㉒
㉓	29	30	31			

8月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
④	5	6	7	8	9	10
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	17
⑰	19	20	21	22	23	24
㉕	26	27	28	29	30	31

9月						
日	月	火	水	木	金	土
①	2	3	4	5	6	7
⑧	⑨	10	11	12	13	14
⑮	⑯	17	18	19	20	21
㉒	㉓	24	25	26	27	28
㉔	30					

10月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	⑤
⑥	7	8	9	10	11	12
⑬	⑭	15	16	17	18	⑰
⑱	21	22	23	24	25	㉒
㉓	28	29	30	31		

11月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	②
③	④	5	6	7	8	9
⑩	11	12	13	14	15	⑰
⑱	18	19	20	21	22	㉒
㉓	24	25	26	27	28	29
						30

12月						
日	月	火	水	木	金	土
①	2	3	4	5	6	7
⑧	9	10	11	12	13	14
⑮	16	17	18	19	20	21
㉒	23	24	25	26	27	㉓
㉔	⑳	㉑	㉒	㉓		

1月						
日	月	火	水	木	金	土
			①	②	③	④
⑤	6	7	8	9	10	11
⑫	⑬	14	15	16	17	18
⑰	20	21	22	23	24	25
㉒	27	28	29	30	31	

2月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
②	3	4	5	6	7	⑧
⑨	10	⑰	12	13	14	15
⑰	17	18	19	20	21	㉒
㉓	㉔	25	26	27	28	

3月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
②	3	4	5	6	7	8
⑨	10	11	12	13	14	⑮
⑰	17	18	19	⑳	21	㉒
㉓	24	25	26	27	28	29
⑳	31					

各月の所定労働時間

月	暦日	休日日数	労働日数	所定労働時間	適・否
4月	30	8	22	168:00	OK
5月	31	8	23	177:00	OK
6月	30	8	22	168:30	OK
7月	31	8	23	176:30	OK
8月	31	9	22	170:00	OK
9月	30	8	22	168:30	OK
10月	31	8	23	177:00	OK
11月	30	8	22	169:00	OK
12月	31	8	23	175:30	OK
1月	31	9	22	170:00	OK
2月	28	8	20	152:30	OK
3月	31	8	23	176:30	OK

1か月単位の変形労働時間制における限度時間

週法定労働時間	変形の期間			
	31日	30日	29日	28日
週44時間	194:51	188:34	182:17	176:00
週40時間	177:08	171:25	165:42	160:00

比較し所定労働時間が限度時間の範囲内であれば「OK」です。

2024年度の祝日は、2023年10月26日時点で内閣府が公表している「国民の祝日について」(<https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html>)に基づき作成しています。
2025年1～3月の祝日は暫定です。

令和6年度 2024年4月～2025年3月

1か月単位の変形労働時間制による労働時間チェックカレンダー

1日 時間 分

4月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

1月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

3月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

各月の所定労働時間

月	暦日	休日日数	労働日数	所定労働時間	適・否
4月	30				
5月	31				
6月	30				
7月	31				
8月	31				
9月	30				
10月	31				
11月	30				
12月	31				
1月	31				
2月	28				
3月	31				

この祝日は令和5年10月現在のものであり、祝日法などの改正により、祝日・休日が一部変更になることがあります。

1か月単位の変形労働時間制における限度時間

週法定労働時間	変形の期間			
	31日	30日	29日	28日
週44時間	194:51	188:34	182:17	176:00
週40時間	177:08	171:25	165:42	160:00

2024年度の祝日は、2023年10月26日時点で内閣府が公表している「国民の祝日について」(<https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html>)に基づき作成しています。
2025年1～3月の祝日は暫定です。

令和6年 2024年1月～2024年12月

1か月単位の変形労働時間制による労働時間チェックカレンダー

1日 時間 分

1月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

3月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

4月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

各月の所定労働時間

月	暦日	休日日数	労働日数	所定労働時間	適・否
1月	31				
2月	29				
3月	31				
4月	30				
5月	31				
6月	30				
7月	31				
8月	31				
9月	30				
10月	31				
11月	30				
12月	31				

1か月単位の変形労働時間制における限度時間

週法定労働時間	変形の期間			
	31日	30日	29日	28日
週44時間	194:51	188:34	182:17	176:00
週40時間	177:08	171:25	165:42	160:00

2024年の祝日は、2023年10月26日時点で内閣府が公表している「国民の祝日について」(<https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html>)に基づき作成しています。

1 年単位の变形労働時間制の場合

8～9 ページのチェックカレンダーは、『1 年単位の变形労働時間制』（1 か月を超え 1 年以内の一定の期間を平均し、1 週間当たりの労働時間が週 40 時間以内となるような労働時間や休日の配分を行うもの）の場合の労働時間をチェックするようにできています。7 ページの記入例を参考にして以下の手順でチェックしてみてください。

なお、この制度による場合は、特例措置対象事業場も 1 週間当たりの労働時間を週 40 時間以内にする必要があります。

年間の繁忙期・閑散期を峻別し、対象期間（1 か月を超え 1 年以内）を何か月とするか検討します。期間中の労働日、休日、労働時間を決定し、以下の手順により労働時間チェックカレンダーに記入します。

- ・休日に 印を付けるなどして、カレンダー上に記入する。
- ・各月の労働時間を「労働時間」欄に記入する。
- ・各週の労働時間をカレンダー上に記入する。
- ・各月の休日日数を「休日日数」欄に記入する。
- ・各月の労働日数を「労働日数」欄に記入する。
- ・各月の総労働時間を計算（1 日の労働時間×労働日数）し「総労働時間」欄に記入する。

チェック 1 対象期間における労働日数が限度（下記 1 参照）を超えていないかを確認します。

チェック 2 1 日及び 1 週間の労働時間が限度（下記 2 参照）を超えていないかを確認します。

チェック 3 連続して労働させる日数が限度（下記 3 参照）を超えていないかを確認します。

チェック 4 対象期間における総労働時間が限度（下記 4 参照）を超えていないかを確認します。

上記 ～ をチェックし、限度を超えていなければ OK です。

労使協定を締結し、所轄労働基準監督署長に届出します（12・13 ページ参照）。

労働日数及び労働時間に関する限度

1 対象期間における労働日数の限度（対象期間が 3 か月を超える場合に限る）

対象期間における労働日数の限度は、1 年当たり **280** 日です（対象期間が 3 か月を超え 1 年未満である場合は、次の式により計算した日数（端数切り捨て）です）。

$$280 \text{ 日} \times \frac{\text{対象期間の暦日数}}{365}$$

ただし、次の 及び のいずれにも該当する場合には、旧協定の対象期間について 1 年当たりの労働日数から 1 日を減じた日数又は 280 日のいずれか少ない日数です（対象期間が 3 か月を超え 1 年未満である場合は、上記と同様に計算した日数です）。

事業場に旧協定（対象期間の初日の前 1 年以内の日を含む 3 か月を超える期間を対象期間として定める 1 年単位の变形労働時間制の労使協定（そのような労使協定が複数ある場合においては直近の労使協定）をいいます）があるとき。

労働時間を次のいずれかに該当するように定めることとしているとき。

ア 1 日の最長労働時間が、旧協定の 1 日の最長労働時間又は 9 時間のいずれか長い時間を超える。

イ 1 週間の最長労働時間が、旧協定の 1 週間の最長労働時間又は 48 時間のいずれか長い時間を超える。

(例) 対象期間が1年である旧協定が1日の最長労働時間9時間、1週間の最長労働時間48時間、労働日数260日であったところ、今回、対象期間を1年、1日の最長労働時間を10時間とするのであれば、労働日数の限度は259日。

2 対象期間における1日及び1週間の労働時間の限度

1日の労働時間の限度は10時間、1週間の労働時間の限度は52時間です。

ただし、対象期間が3か月を超える場合は、次のいずれにも適合しなければなりません。

労働時間が48時間を超える週を連続させることができるのは3週以下。

対象期間をその初日から3か月ごとに区分した各期間において、労働時間が48時間を超える週は、週の初日で数えて3回以下。

なお、積雪地域の建設業(建設業法第2条第1項)の屋外労働者等については、上記及びの労働時間が48時間を超える週についての制限はありません。

そのほか、隔日勤務のタクシー運転者については、1日の労働時間の限度は16時間です。

3 対象期間における連続して労働させる日数の限度

対象期間における連続して労働させる日数の限度は6日です。

特定期間における連続して労働させる日数の限度は、「1週間に1日の休日が確保できる日数」です。つまり、最も長い連続労働日数は12日ということになります。

特定期間とは、対象期間中の特に業務が繁忙な期間のことです。

4 対象期間における総所定労働時間の限度及び必要休日日数

対象期間を平均して1週間当たりの労働時間を超えないためには、対象期間中の総所定労働時間を次の計算式による時間内に収める必要があります。

$$\text{「所定労働時間の限度」} = 40 \text{ 時間} \times \frac{\text{対象期間の暦日数}}{7 \text{ 日}}$$

(* 小数点以下第2位までの数字に60(分)を乗ると分単位に換算されます)

対象期間		所定労働時間の限度 (時間:分)	1日の所定労働時間と必要休日日数				
			8時間	7時間45分	7時間30分	7時間15分	7時間
1年	(365日)	2085:42	105日	96日	87日	85日	85日
	(366日)	2091:25	105日	97日	88日	86日	86日
6か月(183日)		1045:42	53日	49日	44日	43日	43日
3か月(92日)		525:42	27日	25日	22日	20日	17日

対象期間における労働日数の限度は、1年当たり280日。対象期間が3か月を超え1年未満である場合は、

$$\left[280 \text{ 日} \times \frac{\text{対象期間の暦日数}}{365 \text{ 日}} \right] \text{ が限度となります。}$$

(5ページ参照)

1年単位の変形労働時間制による『労働時間チェックカレンダー』

1月 1日7時間								2月 1日7時間								3月 1日7時間							
月	火	水	木	金	土	日	労働時間	月	火	水	木	金	土	日	労働時間	月	火	水	木	金	土	日	労働時間
①	②	③	4	5	6	⑦	21	29	30	31	1	2	3	④		26	27	28	29	1	2	③	
⑧	9	10	11	12	13	⑭	35	5	6	7	8	9	⑩	⑪	35	4	5	6	7	8	9	⑩	42
15	16	17	18	19	20	⑰	42	⑫	13	14	15	16	17	⑱	35	11	12	13	14	15	16	⑰	42
22	23	24	25	26	27	⑳	42	19	20	21	22	㉓	24	㉕	35	18	19	㉒	21	22	23	㉔	35
29	30	31	1	2	3	4	(42)	26	27	28	29	1	2	3	(42)	25	26	27	28	29	30	⑳	42
							161								154								175
4月 1日7時間								5月 1日7時間								6月 1日7時間							
月	火	水	木	金	土	日	労働時間	月	火	水	木	金	土	日	労働時間	月	火	水	木	金	土	日	労働時間
1	2	3	4	5	6	⑦	42	29	30	1	②	③	④	⑤		27	28	29	30	31	1	②	
8	9	10	11	12	13	⑭	42	⑥	7	8	9	10	11	⑫	35	③	4	5	6	7	8	⑨	35
⑮	16	17	18	19	20	⑰	35	13	14	15	16	17	18	⑰	42	10	11	12	13	14	15	⑮	42
22	23	24	25	26	27	⑳	42	20	21	22	23	24	25	㉒	42	17	18	19	20	21	22	㉓	42
⑳	30	1	2	3	4	5	(14)	27	28	29	30	31	1	2	(42)	24	25	26	27	28	29	⑳	42
							168								161								168
7月 1日8時間								8月 1日8時間								9月 1日8時間							
月	火	水	木	金	土	日	労働時間	月	火	水	木	金	土	日	労働時間	月	火	水	木	金	土	日	労働時間
1	2	3	4	5	6	⑦	48	29	30	31	1	2	3	④		26	27	28	29	30	31	①	
8	9	10	11	12	⑬	⑭	40	5	6	7	8	9	10	⑪	48	②	3	4	5	6	7	⑧	40
⑮	16	17	18	19	20	⑰	40	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	17	⑰	8	9	10	11	12	13	14	⑮	48
22	23	24	25	26	⑳	㉑	40	19	20	21	22	23	24	㉕	48	⑮	17	18	19	20	21	㉒	40
㉒	30	31	1	2	3	4	(40)	26	27	28	29	30	31	1	(48)	㉓	24	25	26	27	28	㉑	40
							184								176	30	1	2	3	4	5	6	(48) ##
10月 1日8時間								11月 1日8時間								12月 1日8時間							
月	火	水	木	金	土	日	労働時間	月	火	水	木	金	土	日	労働時間	月	火	水	木	金	土	日	労働時間
30	1	2	3	4	5	⑥		28	29	30	31	1	2	③		25	26	27	28	29	30	①	
7	8	9	10	11	⑫	⑬	40	④	5	6	7	8	9	⑩	40	2	3	4	5	6	7	⑧	48
⑭	15	16	17	18	19	⑰	40	11	12	13	14	15	16	⑰	48	9	10	11	12	13	14	⑮	48
21	22	23	24	25	⑳	㉑	40	18	19	20	21	22	㉓	㉔	40	16	17	18	19	20	21	㉒	48
㉒	29	30	31	1	2	3	(40)	25	26	27	28	29	⑳	1	(40)	23	24	25	26	27	㉑	㉒	40
							184								184	⑳	㉑	1	2	3	4	5	184

2024年の祝日は、2023年10月26日時点で内閣府が公表している「国民の祝日について」(<https://www.8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html>)に基づき作成しています。

月	暦日	休日日数	労働日数	労働時間	総労働時間
1月	31	8	23	7:00	161時間 00分
2月	29	7	22	7:00	154時間 00分
3月	31	6	25	7:00	175時間 00分
4月	30	6	24	7:00	168時間 00分
5月	31	8	23	7:00	161時間 00分
6月	30	6	24	7:00	168時間 00分
7月	31	8	23	8:00	184時間 00分
8月	31	9	22	8:00	176時間 00分
9月	30	8	22	8:00	176時間 00分
10月	31	8	23	8:00	184時間 00分
11月	30	7	23	8:00	184時間 00分
12月	31	8	23	8:00	184時間 00分
計	366日	89日	277日		2075時間 00分

チェック1	対象期間の総労働日数が限度を超えていないか	OK
チェック2	1日及び1週間の労働時間が限度を超えていないか	OK
チェック3	連続して労働させる日数が限度を超えていないか	OK
チェック4	対象期間の総労働時間が限度を超えていないか	OK

このカレンダーは、初日(1月1日)を起算日として労働時間をチェックするため、曜日の配列も1月1日を基準としています。

令和6年 2024年1月～2024年12月

1年単位の変形労働時間制による労働時間チェックカレンダー

1月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	31	1	2	3	4	

2月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
29	30	31	1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	1	2	3	

3月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
26	27	28	29	1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	31	

4月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	1	2	3	4	5	

5月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
29	30	1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	31	1	2	

6月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
27	28	29	30	31	1	2	
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	

7月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	31	1	2	3	4	

8月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
29	30	31	1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31	1	

9月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
26	27	28	29	30	31	1	
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	
30	1	2	3	4	5	6	

10月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
30	1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30	31	1	2	3	

11月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
28	29	30	31	1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	1	

12月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
25	26	27	28	29	30	1	
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	
30	31	1	2	3	4	5	

月	暦日	労働時間	休日日数	労働日数	総労働時間
1月	31				
2月	29				
3月	31				
4月	30				
5月	31				
6月	30				
7月	31				
8月	31				
9月	30				
10月	31				
11月	30				
12月	31				
計	366日		日	日	時間

2024年度の祝日は、2023年10月26日時点で内閣府が公表している「国民の祝日について」(<https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyo.u.html>)に基づき作成しています。

チェック1	対象期間の総労働日数が限度を超えていないか
チェック2	1日及び1週間の労働時間が限度を超えていないか
チェック3	連続して労働させる日数が限度を超えていないか
チェック4	対象期間の総労働時間が限度を超えていないか

令和6年度 2024年4月～2025年3月

1年単位の変形労働時間制による労働時間チェックカレンダー

4月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	1	2	3	4	5	

5月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
29	30	1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	31	1	2	

6月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
27	28	29	30	31	1	2	
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	

7月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	31	1	2	3	4	

8月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
29	30	31	1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31	1	

9月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
26	27	28	29	30	31	1	
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	
30	1	2	3	4	5	6	

10月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
30	1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30	31	1	2	3	

11月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
28	29	30	31	1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	1	

12月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
25	26	27	28	29	30	1	
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	
30	31	1	2	3	4	5	

1月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
30	31	1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	31	1	2	

2月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
27	28	29	30	31	1	2	
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	1	2	

3月							労働時間
月	火	水	木	金	土	日	
24	25	26	27	28	1	2	
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	
31	1	2	3	4	5	6	

月	暦日	労働時間	休日日数	労働日数	総労働時間
4月	30				
5月	31				
6月	30				
7月	31				
8月	31				
9月	30				
10月	31				
11月	30				
12月	31				
1月	31				
2月	28				
3月	31				
計	365日		日	日	時間

2024年度の祝日は、2023年10月26日時点で内閣府が公表している「国民の祝日について」(<https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyu.html>)に基づき作成しています。
2024年1～3月の祝日は暫定です。

チェック1	
対象期間の総労働日数が限度を超えていないか	
チェック2	
1日及び1週間の労働時間が限度を超えていないか	
チェック3	
連続して労働させる日数が限度を超えていないか	
チェック4	
対象期間の総労働時間が限度を超えていないか	

このカレンダーは、初日(4月1日)を起算日として労働時間をチェックするため、曜日の配列も4月1日を基準としています。

1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届(記入例)

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
小売業	商事株式会社 支店	盛岡市盛岡駅西通 電話()		19人
業務の種類	該当労働者数 (18歳未満の者)	変形期間 (起算日)	変形期間中の各日及び各週の 労働時間並びに所定休日	協定の有効期間
販売	19人 (人)	1か月 (毎月1日)	別紙勤務表のとおり	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
労働時間が最も長い日の労働 時間数(満18歳未満の者)	8時間00分 (時間分)	労働時間が最も長い週の労働時 間数(満18歳未満の者)	48時間00分 (時間分)	

協定の成立年月日 令和6年3月25日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 商事株式会社 支店 販売係長
氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(挙手による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

令和6年3月28日

使用者 職名 商事株式会社 支店 支店長
氏名

盛岡 労働基準監督署長殿

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「変形期間」の欄には、当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「変形期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」の欄中に当該事項を記入しきれない場合には、別紙に記載して添付すること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

変形期間の最長は1か月ですが、1か月以内であれば3週間単位、2週間単位などとすることができます。

就業規則の例

第 条 所定労働時間は、毎月1日を起算日とする1か月単位の変形労働時間制を採用し、1か月を平均して週40時間以内とする。

第 条 1日の所定労働時間は、毎月1日から20日までは7時間30分、21日から月末までは8時間とし、それぞれ、始業・終業時刻は次のとおりとする。

1日～20日 始業時刻：8時30分 終業時刻：17時 (休憩時間は12時から13時)
21日～月末 始業時刻：8時30分 終業時刻：17時30分(休憩時間は12時から13時)

第 条 休日は、次のとおりとする。

毎週日曜日

国民の祝日

年始(1月2日、3日)

お盆(8月12日～16日)

年末(12月30日、31日)

その他会社のカレンダーにより休日と定める日(カレンダーは期間の始まりの2週間前までに作成し、全従業員に配布する。)

様式第3号の2(第12条の2の2関係)

1 箇月単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	常時使用する労働者数
業務の種類	該当労働者数 (満18歳未満の者)	変形期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日 (起算日)	協定の有効期間
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	(時間)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	(時間)

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名
 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(氏名)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することとを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□

(チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「変形期間」の欄には、当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「変形期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」の欄中に当該事項を記入しきれない場合には、別紙に記載して添付すること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

1年単位の變形労働時間制に関する協定届(記入例)

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	常時使用する労働者数
食料品製造業	株式会社 食品	市 駅西通〇-〇 ()	19 人
該当労働者数(満18歳未満の者)	対象期間(起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	協定の有効期間
19 人(人)	対象期間 1年(令和6年1月1日)	(別紙)	令和6年1月1日から 令和6年12月31日まで
労働時間が最も長い日の労働時間数(満18歳未満の者)	8 時間 00 分(時間)	労働時間が最も長い週の労働時間数(満18歳未満の者)	対象期間中の総労働日数
277 日		48 時間 00 分(時間)	277 日
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	0 週	対象期間中の最も長い連続労働日数	6 日間
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	0 週	特定期間中の最も長い連続労働日数	- 日間

旧協定の対象期間	令和5年1月1日から令和5年12月31日	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	8 時間 00 分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	48 時間 00 分	旧協定の対象期間中の総労働日数	277 日

協定の成立年月日 令和 5 年 12 月 15 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 製造部主任 氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。☑(チエックボックスに要チエック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☑(チエックボックスに要チエック)

令和 5 年 12 月 16 日

使用者 職名 株式会社 食品 代表取締役

労働基準監督署長殿

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に變形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該變形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働者の過半数により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしているにもかかわらず、協定の要件に添付しないことにより、協定の要件を満たさない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるよう方法により締結するよう留意すること。

1年単位の变形労働時間制に関する協定（例）

第1条 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間の勤務時間については、本協定の定めるところによる。

第2条 対象期間中に特定期間は定めない。

第3条 第1条の期間中の1日の所定労働時間は1月から6月までは7時間、7月から12月までは8時間。始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

始業・終業の時刻	休憩時間
(始業) 1月～6月：午前8時30分 7月～12月：午前8時00分 (終業) 1月～6月：午後4時30分 7月～12月：午後5時00分	正午から午後1時まで

第4条 第1条の期間中における休日は、別紙年間カレンダーのとおりとする。（カレンダーは期間の始まり日前までに作成し、全従業員に配布する。）

第5条 第3条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、賃金規程第 条に基づき時間外労働割増賃金を支払う。

第6条 本協定による变形労働時間制は次条のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

第7条 妊娠中又は産後1年以内の女性従業員が請求した場合及び18歳未満の年少者には、本協定による变形労働時間制は適用しない。

第8条 育児を行なう者、老人等の介護を行なう者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する従業員に対する本協定の適用に当たっては、会社は従業員代表と協議するものとする。

第9条 本協定の有効期間は、令和6年1月1日から 令和6年12月31日までとする。

令和5年12月15日

株式会社 食品 代表取締役
株式会社 食品 従業員代表

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	常時使用する労働者数
該当労働者数(満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間(起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	協定の有効期間
(人)	(別紙)	対象期間中の1週間の平均労働時間数	
労働時間が最も長い日の労働時間数(満18歳未満の者)	労働時間が最も長い週の労働時間(満18歳未満の者)	時間	分
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数	日間
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日間

旧協定の対象期間	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	時間	分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	旧協定の対象期間中の総労働日数	時間	分

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名(氏名)

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名 氏名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしているにもかかわらず、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかなるよう留意すること。